

指定障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護サービス

重要事項説明書

障害者居宅介護事業所 すまいるはあと

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく<居宅介護><重度訪問介護>訪問（以下、「居宅介護」等という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 損害賠償保険への加入	8
10. 苦情の受付について	8

社会福祉法人 ガイアの杜
障害者居宅介護事業所 すまいるはあと
(居宅介護・重度訪問介護)
当事業所は長崎県の指定を受けています。
(長崎県指定 4211600277号)

1 事業者

名 称	社会福祉法人 ガイアの杜
所 在 地	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 910 番地 10
電 話 番 号	0 9 5 9 - 4 3 - 1 1 8 8
代 表 者 氏 名	理事長 田 平 一 吉
設 立 年 月	令和3年4月1日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所・令和3年9月1日指定 長崎県 4 2 1 1 6 0 0 2 7 7 (居宅介護、重度訪問介護)
事業の目的	障害のある者に対し、適正な居宅介護等を提供する。
事業所の名称	障害者居宅介護事業所 すまいるはあと
事業所の所在地	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 910 番地 10
電 話 番 号	0 9 5 9 - 4 3 - 1 1 8 8
管 理 者 氏 名	永 田 静 代 (管理者兼サービス提供責任者兼訪問介護員)
事業所の運営方針について	障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
開 設 年 月	令和3年9月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 令和3年5月1日指定 長崎県4271601470号 指定通所介護 令和3年5月1日指定 長崎県4271601488号

3 事業実施地域

新上五島町全域

4 営業時間

営業日	月曜日～日曜日 週7日 365日
受付時間	月～金 8:30～17:30、 土・日・祝日 8:30～17:30
サービス提供時間帯	月～金 8:30～17:30、 土・日・祝日 8:30～17:30 *サービスの提供時間は、相談に応じ対応致します。

5 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準の2.5人以上を満たしています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者（兼任）	1			1名	業務管理
2. サービス提供責任者（兼任）	3			1名	介護計画作成
3. 居宅介護従事者 ホームヘルパー	6			2.5名	居宅介護業務
(1) 介護福祉士	4				
(2) 訪問介護員養成研修修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー2 級) 課程修了者	2				
(4) 実務者研修修了者					

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」とサービス内容（契約書第 3 条・第 4 条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

I 居宅介護・重度訪問介護

- ① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
 - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
 - 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行いません。
- ※ 医療行為はいたしません。
- ② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
- 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。また、利用料金については、市町村長が定める額となります。

<償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置については6頁をご参照ください）

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	2550円	255円	4020円	402円	5840円	584円	6600円	660円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7500円	750円	8330円	833円	9160円	916円		
通院介助(身体介護を伴う場合)	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2550円	255円	4020円	402円	5840円	584円	6660円	666円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		3時間以上 30分毎に加算			
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額			
7500円	750円	8330円	833円	9160円	916円			
家事援助	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1050円	105円	1520円	152円	1960円	196円			
通院介助(身体介護を伴わない場合)	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1050円	105円	1960円	196円	2740円	274円	3430円	34円	

その他にも、処遇改善加算 I (24.5%) や特別地域加算 (15%) も別途負担が生じます。

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月○日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

○十八親和銀行 新上五島支店 普通預金 1197340

イ. 金融機関口座から自動引き落とし

- ごとう農業協同組合
- 上五島町漁協協同組合
- 郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

7 サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利 |
|---|

8 サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供の完了後より5年間保存致します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令（及び個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

・ 9 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護事業者賠償責任補償
補償の概要	事業者の活動の遂行中、または遂行の結果（飲食物の提供含む）に起因する対人・対物

対人賠償：1人 1億円を限度

対物賠償：1事故 1千万円を限度

10 苦情等の受付について（契約書第14条参照）（第三者評価は受けていません）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [管理者] 永田 静代

○受付時間 毎日 8：30～17：30

苦情解決責任者 [理事長] 田平 一吉 連絡先 43-1188

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連 絡 先
湯 川 謙	0 9 5 9 - 5 2 - 4 3 0 7
田 坂 美 史 子	0 9 5 9 - 5 2 - 8 1 3 7

<第三者評価の実施の状況> なし

(3) 虐待防止責任者

本事業所では、下記のとおり虐待防止責任者を設置する。

[虐待防止責任者] 理 事 長 田 平 一 吉

[虐待防止担当者] 管 理 者 永 田 静 代 *定期的な研修等を実施

(4) 行政機関その他苦情受付機関

新上五島町福祉課	所 在 地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1581 番地 1 電 話 番 号 0 9 5 9 - 5 3 - 1 1 5 1 受 付 時 間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所 在 地 長崎市茂里町 3 - 2 4 電 話 番 号 0 9 5 - 8 4 2 - 6 4 1 0 受 付 時 間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

11 事故発生時や緊急時の対応について

緊急時の対応方針

緊急時の対応については、まず、利用者（高齢者及び障害者）の基礎疾患等を把握し、その状況、状態に応じ人命を優先した行動に努めます。応急処置（気道確保や心臓マッサージ等の適切な対応を実施し、救急出動要請を消防署等へ行い、協力医療機関である上五島病院へも連絡し、関係機関やご家族、緊急連絡先にも連絡を行い対応致します。

緊急時の連絡先 社会福祉法人 ガイアの杜

障害者居宅介護事業所 すまいるはあと 4 3 - 1 1 8 8

対応可能時間 日中 午前 8時30分～午後17時30分 4 3 - 1 1 8 8

夜間 午後17時30分～午前 8時30分 5 2 - 4 5 8 0

- (1) ヘルパーの訪問時等において、事故が発生した際には、ただちに管理者が事務局や利用者さんのご家族等に連絡を取りまたは、直接行く等して詳しい事情を聞くと共に担当者からも事情を確認する。
- (2) 管理者等が必要があると判断した場合には、ご利用者の担当医や協力医療機関である上五島病院に連絡を実施して必要な対応を実施致します。また、必要がある際には関係者を招集し対応方法等を検討して協議を行ないます。検討の結果は翌日の営業日までには具体的

な対応を行います。

- (3) 事故発生等については、記録をとり保管を実施して、同じような事案が発生しないように再発防止に努めます。また、利用の契約の際において事故発生時における処理の流れの別添資料をもとに説明及び交付をし事故防止に努めます。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

社会福祉法人 ガイアの杜は、利用者の人権の擁護、虐待の防止や身体拘束の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及する為の研修を定期的開催するとともに（研修については、テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (4) 虐待防止の為の指針の整備
- (5) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施
- (6) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置
- (7) サービスの提供中等において、虐待に関する情報等を（利用者やご家族、関係者等）収集または発見した場合には、関係市町村に通報するものとする。

13 身体拘束のための措置に関する事項

当事業所は、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行

なわない。ただし、当利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適性な手続きにより身体等の拘束を行う。

当事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者やその他の従業者に周知徹底を図るものとする
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

14 衛生管理対策のための措置に関する事項

当事業所は、設備等に関する衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、適切に対応を実施する。

当事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設内における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する
- (3) 当施設内において、従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

令和 年 月 日

居宅介護等サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 ガイアの杜
障害者居宅介護事業所 すまいるはあと

管理者名 永 田 静 代

説明者職名 管 理 者 氏 名 永 田 静 代

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 新上五島町 郷 番地

利用者氏名

代筆者住所 新上五島町 郷 番地

代筆者氏名

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第81号（平成14年6月13日）第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。